

# 福島ファイヤーボンズブースタークラブ会員規約

## 第1条（基本定義）

1. 本規約は、福島スポーツエンタテインメント株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、会員登録制サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する規約であり、次項に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。
2. 本規約における会員とは、当社及び当社が運営するプロバスケットボールチーム、福島ファイヤーボンズの活動趣旨に賛同し、本規約の内容を承諾の上、第2条に定める所定の手続きに従って本サービスへの入会申込を行い、当社が入会を承認した個人とします。
3. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

## 第2条（入会）

1. 入会申込は、当社が定める方法により、入会希望者がその方法に従って当社に申込を行うものとします。なお、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。
2. 未成年者が入会する場合、申込時点で保護者の同意を得られたものとみなします。
3. 会員は、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地が日本国内にある方に限定します。
4. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。
5. 入会に際して、本サービスが取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものといたします。

## 第3条（入会の承諾）

入会申込者は、当社が入会申込を承認した後に、会員として本サービスを利用することができるものとします。

## 第4条（入会の取消）

前項に定める入会の承認後、会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、当社が本条の措置を取ることにより当該会員が本サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

1. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 入会申込者が実在しない場合
3. 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
4. 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不平等な売買行為）又はショバ屋行為（座席等の不平等な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ行為の常習者であると当社が認める場合
5. 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者その他反社会勢力であると当社が認める場合
6. 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
7. 本サービスの年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード又は銀行等預貯金口座の使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合
8. 入会申込をした時点で利用料金の支払いを怠っている場合または過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合
9. 過去に本サービスの利用承認が取り消され、または除名処分とされている場合
10. 入会申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
11. 本規約に違反した場合
12. その他、会員として不相当であると当社が認める場合

#### 第5条（会員の種別）

会員は、以下の種別のとおりとします。

- (1) ロイヤル会員
- (2) プラチナ会員
- (3) ゴールド会員
- (4) シニア会員
- (5) パープル会員
- (6) ジュニア会員

#### 第6条（年会費等）

1. 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
2. 会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
3. 当社は、理由の如何を問わず年会費等を会員に対して返却いたしません。
4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料、配送料その他の費用は、会員の負担とします。

#### 第7条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから2021年6月30日までとします。
2. 会員は当社が指定した期間内において更新手続を行うことにより、前項の有効期限を更新することができます。

#### 第8条（会員証）

1. 当社が第3条の入会申込を承認した場合、会員証並びに会員番号を発行し、これを会員に付与いたします。
2. 会員証は、ご本人に限り利用可能なものとします。
3. 会員証は、会員が本サービスを利用する際にご提示いただくものとし、ご提示がない場合、本サービスを受けることができないとします。
4. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第26条記載の「ブースタークラブ事務局」宛に連絡するものとします。
5. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該ご希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。ただし、この場合、会員番号は再発行前の会員番号と別のものとなることがあるものとします。

#### 第9条（譲渡等の禁止）

会員資格は、入会申込をし、当社が承認した方の専属的なものであり、会員は、会員証並びに会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

#### 第10条（会員個人情報の変更）

1. 全ての会員は、入会時に届け出たある会員の個人情報に変更があった場合（住所、電話番号、電子メールアドレス等会員の連絡先の変更、婚姻による姓の変更等）、速やかにその内容を当社所定の方法により第26条記載の「ブースタークラブ事務局」宛に届け出ることとします。
2. 会員の個人情報を変更した際に発生する郵便局への転居届けの提出や電話の転送手続き等は、会員個人の負担により行うものとし、その手続を行わないために当社から会員宛の送付物が送付されない等、会員に発生した不利益について、当社は責任を負わないものとします。
3. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止するものとします。

#### 第11条（退会）

会員が退会しようとする場合当社が定める所定の手続きを行うことにより、随時本サービスを退会することができるものとします。なお、会員は退

会と同時にその諸権利を失い、それを原因とする不利益が会員に発生しても、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第12条（会員資格の喪失）

当社は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用又は会員資格を喪失するものとします。なお、当社が本条の措置を行うことにより当該会員が本サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

1. 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡がとれない場合
2. 第4条に定める入会の取消事由に該当すると判断した場合
3. 第11条に基づいて退会した場合
4. 第9条、第14条、第15条に定める禁止行為に該当すると判断した場合
5. 試合会場にて試合進行の妨げや他のお客様の迷惑となりうる行為を行い、注意を促しても改善されない場合
6. 死亡した場合
7. 本規約に違反した場合

#### 第13条（自己責任）

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

#### 第14条（営業活動の禁止）

会員は、本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

#### 第15条（その他の禁止事項）

会員は、次の行為を行うことを禁止します。

1. 当社または第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
2. 申込書・申請書などの提出書類等において、虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
3. 第三者になりすまして本サービスに入会する行為
4. 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
5. 会員証、会員番号、入会特典品等を第三者に譲渡する行為
6. 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
7. 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
8. 本サービスの運営を妨げるような行為
9. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、又はそれらのおそれがある行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、入会申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。

2. 当社は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該会員が付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、サービス提供者及び当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

#### 第 17 条（その他の特典）

1. その他の特典に関しては、当社が別途定めることとします。

2. 電子メール、送付物等が会員の事情により会員が届け出た連絡先に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応等は行わず、また、それを原因とする不利益が会員に発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（本サービスの終了）

1. 当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本サービスを閉会し、会員に対する本サービスの提供を中止することができます。

2. 前項の場合、本サービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

#### 第 19 条（免責）

当社は、会員の国会およびサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 20 条（会員の個人情報）

1. 当社は会員の個人情報を関係法令および当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。

2. 当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

3. 当社は、取得した会員の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- (1) 会員向けチケット販売、グッズ販売
- (2) 会員向け特典（サービス・商品）の案内、提供、管理
- (3) 当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- (4) 新たなサービス・商品の開発
- (5) 各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- (6) 当社のサービス・商品提供に関する郵便、電子メール等による連絡
- (7) 問い合わせ、依頼等への対応

4. 会員は、当社からの電子メール・郵送等による送付を、当社へのお申し出により停止することができます。

5. 電子メールの配信は、「@firebonds.net」ドメインからの配信となりますので、電子メールが受信できるよう設定をお願いいたします。

#### 第 21 条（個人情報の第三者提供）

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本サービスに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとする。

#### 第 22 条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本サービス（各種の特典を含みます。）の内容を、会員の了承を得ることなく随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。

第 23 条（会員への通知及び効力発生時）

本規約及び本会の事項に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内することとし、その効力は通知を発した時点から生じるものとします。

第 24 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 25 条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、郡山地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 26 条（問い合わせ）

本規約についてのお問合せ等に関しましては、次のあて先までお願いします。

福島ファイヤーボンズ ブースタークラブ事務局

福島スポーツエンタテインメント株式会社

〒963-8877

福島県郡山市堂前町 1-2 石井ビル 1F

TEL : 024-927-0777

FAX : 024-927-0780

e-mail : boosterclub@firebonds.net

附則：本規約は、2020 年 2 月 5 日より実施するものとする。